

ここより訪問看護ステーション
訪問看護及び介護予防訪問看護
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社cocoyori Laboが開設するここより訪問看護ステーション
(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、その他職員(以下「看護師等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護または介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ここより訪問看護ステーション
- 2 所在地 岡山県倉敷市西阿知町西原978-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師又は保健師1名(看護職員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)

看護師等(准看護師を除く。)は、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、看護師等は指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数 ※必要に応じて雇用する。

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察、相談
- 2 家族支援
- 3 服薬支援
- 4 清拭・洗髪等による清潔の保持

- 5 食事および排泄等日常生活の世話
- 6 床ずれの予防・処置
- 7 リハビリテーション
- 8 ターミナルケア
- 9 認知症患者の看護
- 10 療養生活や介護方法の指導
- 11 カテーテル等の管理
- 12 社会資源の活用の相談
- 13 その他医師の指示による医療処置
- 14 その他、自費での支援

(利用料等)

第7条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと
し、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の
額に
各利用者の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域
を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使
用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - 1 実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満 250円
 - 2 実施地域を超えた地点から、片道おおむね5キロメートル以上 500円
- 3 死後の処置料は、12000円とする。
- 4 事前連絡なく、訪問時に不在の場合はキャンセル扱いとし、キャンセル料
として次の額を徴収する。
 - 1 24時間前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要。
 - 2 12時間前までにご連絡の場合 1提供あたりの料金の50%を請求。
 - 3 12時間前までのご連絡の場合 1提供あたりの料金の100%を請求。
- 5 自費サービスの利用は、相談に応じて対応する。

- 6 前五項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、倉敷市全域とする。その他の地域は要相談とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（事故発生時の対応方法）

第10条

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情解決体制の整備）

第11条

- 1 事業所は、提供した指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口（相談所）を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関し、法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第13条

- 1 看護師等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、看護師等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(衛生管理)

第14条 事業所は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

(成年後見制度の活用支援)

第15条 事業所は、利用者と適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条

- 1 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 1 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 2 継続研修 年1回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社cocoyori Laboと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

この規程は、令和8年8月1日から施行する。